

## 令和2年度 神戸市アカミミガメ防除活動助成事業のご案内

神戸市内の河川、ため池等に広く生息しているアカミミガメを防除することにより、河川の生態系を保全するとともに、生物多様性に対する市民の皆さまの理解を深めるため、神戸市内でアカミミガメの防除活動を行っていただける団体について、その活動をアカミミガメの捕獲数に応じて助成します。

担当・問い合わせ先：神戸市環境局環境保全部環境都市課

- 住所：〒651-0086  
神戸市中央区磯上通7-1-5  
三宮プラザEAST2階
- TEL：078-595-6216
- FAX：078-595-6254
- E-mail：biodiversity@office.city.kobe.lg.jp



### 目次

・助成事業の趣旨、目的	2
・助成金の交付対象となる活動	2
・助成金の額	2
・助成対象となる活動期間	2
・助成対象となる団体	3
・助成を受けようとする団体の申請手続	3
・提出書類	3
・助成金の交付	4
・お問い合わせ	4
・神戸市アカミミガメ防除活動助成 全体の流れ	5

## 助成事業の趣旨、目的

### ○アカミミガメ防除活動を支援します

市内の河川、ため池等に広く生息しているアカミミガメの防除を行うことにより、河川の生態系を保全するとともに、生物多様性に対する市民の皆さまの理解を深めるため、アカミミガメの防除活動を行っていただいた団体の活動助成を行います。

## 助成金の交付対象となる活動

次の要件に該当するアカミミガメの防除活動を助成金交付の対象とします。

○5名以上の団体であること

○神戸市内の河川、ため池等で行われた防除活動であること（河川の指定はありません。）

○アカミミガメの捕獲のための機材（かご網等）を3つ以上、連続2日以上設置すること。

なお、機材の設置中は、1日ごとに点検（アカミミガメの回収、誘引餌の再設置等）が必要です。

○会員が参加するアカミミガメの防除に関する講習会を、アカミミガメを捕獲する場所で、原則として機材の設置時に開催すること。

※ 次の項目にあてはまると対象になりません。

- ・団体の会員が4名以下
- ・営利を目的とした事業
- ・市より同内容の活動に対する他の補助金等の交付を受けている
- ・宗教的活動、政治的活動
- ・法令に違反する事業

※ 防除活動場所について

防除活動場所の所有者、管理者の許可を得たうえで、防除を実施してください。

※ かご網の貸出について

アカミミガメ捕獲のためのかご網は、環境局環境都市課より貸出いたします。事前に日程を環境都市課と相談の上、環境都市課までお越しいただきますよう、お願いします。ただし、数に限りがあるため、利用状況により日程の変更をお願いする場合があります。

※ アカミミガメの持込みについて

捕獲したアカミミガメについては、事前に日時を環境都市課と相談の上、原則として生きたまま、環境都市課までお持ちくださいますようお願いいたします。

## 助成金の額

捕獲できたアカミミガメの数に応じて、以下のとおり助成金を交付します。

捕獲数	助成額
0～5匹	10,000円
6～15匹	20,000円
16～25匹	30,000円
26～35匹	40,000円
36匹以上	50,000円

## 助成対象となる団体

以下のすべてを満たす団体が対象となります。

- ・ 営利を目的とした団体でないこと
- ・ 神戸市より同内容の活動に対する他の補助金を受けていない団体
- ・ 暴力団でない及び会員に暴力団員が含まれていない団体

## 助成を受けようとする団体の申請手続

アカミミガメの防除を行っていただける団体は、「神戸市アカミミガメ防除活動助成金交付要綱」に基づき、「アカミミガメ防除活動実施団体登録申請書（様式第1号）」に必要書類を添えて、下記あてに提出してください。書類の様式は、神戸市ホームページからデータをダウンロードすることができます。

▼ホームページURL

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/biodiversity/index.html>

≪提出先≫神戸市環境局環境保全部環境都市課

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST2階

T E L : 078-595-6216 F A X : 078-595-6254

E-mail : [biodiversity@office.city.kobe.lg.jp](mailto:biodiversity@office.city.kobe.lg.jp)

## 提出書類一覧

防除活動前に団体の登録をするとき 【（１）～（５）全て】	（１）様式第1号「アカミミガメ防除活動実施団体登録申請書」 （２）様式第1号の2「アカミミガメ防除講習会の開催希望書」 （３）助成金の振込希望口座が確認できる通帳のコピー （４）構成員名簿（様式自由） （５）団体の定款、会則、規約等
防除活動をはじめる前	様式第4号「アカミミガメ防除活動計画書」
団体の名称、代表者その他登録内容等を変更するとき	様式第2号「アカミミガメ防除活動登録内容変更申請書」
防除活動を中止したとき	様式第3号「アカミミガメ防除活動実施団体登録辞退届」
防除活動の計画を変更するとき	様式第4号「アカミミガメ防除活動計画書」
助成金の交付を受けようとするとき 【（１）～（４）全て】	（１）様式第5号「アカミミガメ防除活動助成金交付申請書」 （以下「交付申請書」） （２）様式第5号の2「アカミミガメ防除活動報告書」 （３）活動写真（捕獲したアカミミガメの数が分かる写真、捕獲、講習会開催の様子が分かる写真） （４）パンフレット、チラシ等（作成した場合）
交付額決定後に補助金の交付を請求するとき	様式第8号「アカミミガメ防除活動助成金交付請求書」

※ 必要に応じて、上記以外に必要な書類の提出を求めることがあります。

## 助成金の交付

- (1) 助成金は、交付申請書等の提出書類の審査が終了し、助成金の金額を決定した後、交付します。  
なお、提出書類の審査により、助成金決定額が交付申請額を下回る場合があります。
- (2) 報告書等の提出期限は、令和2年12月28日（月）です。
- (3) 虚偽の申請等があった場合は、助成金交付決定を取り消し、助成金の一部または全額の返還を命ずる場合があります。

## 助成金の経理

- (1) 交付した助成金は、団体の継続的な運営・活動費に有効に充ててください。
- (2) 助成金の交付を受けた団体は、助成金経理を明らかにした帳簿、証拠書類を整備し、それらを助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- (3) 助成金の交付を受けた団体は、市長から帳簿等の書類の閲覧請求があった場合は、閲覧させる必要があります。
- (4) 必要に応じて、当該活動の関係資料の提出依頼、必要な調査等を行う場合があります。

## お問い合わせ

神戸市環境局環境保全部環境都市課

- T E L : 078-595-6216
- F A X : 078-595-6254
- E-mail : biodiversity@office.city.kobe.lg.jp

神戸市アカミミガメ防除活動助成 全体の流れ

